

高知県医療施設耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県医療施設耐震対策緊急促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「建築物」とは、昭和56年5月31日以前に着工された建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 「要緊急安全確認大規模建築物」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物であり、不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物等であつて、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物をいう。
- (3) 「要安全確認計画記載建築物」とは、法第5条第3項第1号の規定により大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として高知県耐震改修促進計画に記載された建築物及び記載されることが確実な建築物（以下「要安全確認計画記載建築物（防災拠点）」という。）をいう。
- (4) 「耐震診断」とは、法第7条第1項及び法附則第3条第1項に規定する耐震診断をいう。

(補助の目的)

第3条 県は、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、要緊急安全確認大規模建築物となる医療施設（一部が介護医療院である場合を含む。以下同じ。）又は要安全確認計画記載建築物（防災拠点）に位置付けられる医療施設の所有者（以下「補助事業者」という。）が行う耐震診断事業、耐震改修設計事業及び耐震化工事事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第4条 前条に掲げる補助事業の補助対象経費、補助対象限度額、補助要件及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 補助事業が複数年度にわたる場合で、当該補助事業に係る工事の契約がやむを得ず複数年度にわたるときは、各々の年度の国庫補助金の対象事業費については、それぞれ当該年度の補助対象とする。

(補助金の交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、別表第1に掲げる補助対象限度額と補助対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額に同表に掲げる補助率を乗じた額とする。ただし、前年度から補助を受けている事業（継続事業）については、前年度の補助交付要綱に定める算定方法を適用するものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助金に係る工事に着手したときは、別記第2号様式による工事着工報告書を工事に着手した日から5日以内に知事に提出しなければならないこと。
- (3) 補助事業の内容（用途、規模、構造、規格等をいう。）を変更する場合は、事前に別記第3号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額をする場合であって、規模、構造又は規格が違って、同等の機能を果たすと認められる場合は、この限りでない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、その承認を受けた日）の属

する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

- (10) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (12) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (13) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (14) 耐震化工事事業を行うに当たっては、高知県産材利用推進方針に基づき、県産材を活用した施設の木造及び木質化並びに備品等の木質化に努めるものとする。
- (15) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (16) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)の滞納がないこと。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、第6条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の申請の取下げの期日)

第9条 補助事業者が規則第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付の申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の通知後15日以内とする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(指令前着手の届出)

第11条 補助事業者は、工程等の都合により第8条の規定による補助金の交付の決定の前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第4号様式による指令前着手届を第6条の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第12条 規則第11条第1項の事業実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、事前に別記第6号様式による繰越承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により知事の承認を得た場合は、翌年度の4月15日までに、別記第7号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

4 補助事業者は、第7条第13号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 補助事業者は、第7条第13号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等が確定した場合（仕入控除税額が零円の場合を含む。）には、その金額を別記第8号様式による消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

6 知事は、前項の報告があつたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条第1項の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

(補助金の返還等)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定

を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完了しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- (4) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(報告等)

第16条 知事は、補助事業者に対して、補助事業の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告若しくは助言をすることができる。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第18条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第6号から第9号まで、第12条第2項、第3項、第5項及び第6項並びに第15条から第17条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年7月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月2日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月21日から施行する。

別表第2（第7条、第8条、第10条、第15条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3（別表第1関係）

- 1 津波浸水区域（※1）内で耐震化を行う場合は、以下の要件をすべて満たすこと。
 - （1）浸水深以下のフロアは非木造とすること。
 - （2）浸水深以下のフロアに病床を設置しないこと。
 - （3）手術室を設ける場合は、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、水密性の高い構造となっており、浸水の影響を受けないと知事が認める場合は除く。
 - （4）被害想定に応じ必要な電力を確保できる自家発電設備等を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、地震や津波の影響を受けない構造であると知事が認める場合は除く。
 - （5）被害想定に応じ診療に要する水を確保できる設備を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、地震や津波の影響を受けない構造であると知事が認める場合は除く。
- 2 土砂災害警戒区域（※2）内で耐震化を行う場合は、以下の要件をすべて満たすこと。
 - （1）非木造とすること。
 - （2）崖に面している部分及び1階部分に病床（介護医療院部分含む。）を設置しないこと。
- 3 指定河川洪水浸水想定区域（※2）内で耐震化を行う場合は、以下の要件をすべて満たすこと。
 - （1）浸水深以下のフロアは非木造とすること。
 - （2）浸水深以下のフロアに病床を設置しないこと。
 - （3）被害想定に応じ必要な電力を確保できる自家発電設備等を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、浸水の影響を受けない構造であると知事が認める場合は除く。
 - （4）被害想定に応じ診療に要する水を確保できる設備を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、浸水の影響を受けない構造であると知事が認める場合は除く。

※1 津波浸水区域、長期浸水区域とは、南海トラフ巨大地震による被害想定（平成25年5月15日公表）で示す浸水区域をいう。

※2 土砂災害警戒区域、指定河川洪水浸水想定区域とは、高知県防災マップで示す区域をいう。